

ヨーロッパの経済統合

1. 欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association (EFTA))の設立

1950年代、西欧6ヶ国（独、仏、伊、ベネルクス3国）は三つの欧州共同体（EC）を設立したが、ECのように緊密な経済統合ないし主権の委譲には消極的であったものの、貿易自由化の必要性を感じていた周辺諸国や、中立性を維持する必要性からECに加盟できなかった諸国（オーストリア、スイス、スウェーデン、フィンランド）は、1960年5月、欧州自由貿易連合（EFTA）を発足させた。

原加盟国は、イギリス、デンマーク、ポルトガル、ノルウェー、スウェーデン、スイス、オーストリアの7ヶ国である。後に、アイスランド（1970年）、フィンランド（フィンランドは1961年よりEFTAと連携しているが、正式に加盟したのは1986年である）、リヒテンシュタイン（1991年）が加盟している。

前述したように、これらの国々は、EC（現在のEU）のように、主権の委譲を伴う緊密な統合をきらい、EC（EU）に加盟しなかったが、EC統合の成功を受け、EFTAを脱退し、ECに加盟する国が続出した。詳細には、イギリスとデンマーク（1972年）、ポルトガル（1985年）、さらに、スウェーデン、オーストリアおよびフィンランド（1994年）は脱退し、EC（現在のEU）に加盟している。そのため、現在、EFTAは、ノルウェー、アイスランドの北欧諸国と、スイスとリヒテンシュタインのアルプス諸国で構成されているが、これらの4ヶ国もEUと自由貿易協定を締結し、EUとの経済統合を進めている（後述3参照）。

1960年	<ul style="list-style-type: none">・イギリス → 1972年に脱退し、ECに加盟・デンマーク → 同上・ポルトガル → 1985年に脱退し、ECに加盟・ノルウェー・スウェーデン → 1994年に脱退し、EUに加盟・オーストリア → 同上・スイス
1970年	<ul style="list-style-type: none">・アイスランド
1986年	<ul style="list-style-type: none">・フィンランド → 1994年に脱退し、EUに加盟
1991年	<ul style="list-style-type: none">・リヒテンシュタイン

2. 自由貿易地域としてのEFTAとその発展

EUに同じく、EFTAは、加盟国間における貿易障壁（関税や数量制限）を撤廃し、域内貿易の自由化を目標に掲げている。しかし、EUとは異なり、外部（第3国やその他の国際機関）との貿易については、関税や規則の統一を目指すものではない。つまり、EUが関税同盟に当たるのに対し、EFTAは自由貿易地域である。

EFTA は工業製品や工芸品の貿易の自由化を主たる目的としており、農産物貿易の自由化は対象としていない。これに対し、EU (EEC) は、当初から農産物も対象にしている。また、農業政策は EU の重要な政策の一つにあたるが、これは、工業の発展に伴い、農業は衰退することが危惧されたためである。フランスは、農業政策に関する権限が EEC に与えられることを条件に EEC の発足に同意した。

しかし、EFTA 加盟国は農産物貿易自由化の重要性を認識しており、個々の加盟国間で二国間協定が締結されている。なお、海産物貿易の自由化は、1989 年に達成されている。

前述したように (参照)、半数以上の加盟国が脱退しているため、EFTA 加盟国間の貿易量は減少しているが、EFTA に残った国々も、1970 年代以降、EU との経済関係を強化している。つまり、イギリスとデンマークの脱退直前の 1972 年または 1973 年、EEC と個々の EFTA 加盟国間では自由貿易協定が締結された。これにより、ヨーロッパには世界最大規模の自由貿易地域が発足した。

3. 欧州経済領域 (European Economic Area (EEA)) の設立

1980 年代以降、EFTA を脱退し、EU に加盟する国が増える中、両者間のリンクはさらに強化されるようになったが、1994 年 1 月には、スイスを除く EFTA 加盟 3 ケ国と EU との間に、**欧州経済領域 (European Economic Area (EEA))** が設立された。現在、**欧州経済領域 (EEA)** は、EU に加盟する 28 ケ国と EFTA に加盟する 3 ケ国の合計 31 ケ国が加盟している。

欧州経済領域 (EEA) は EU の市場統合を EFTA 加盟国にも拡張するものである。つまり、EU と同様に、商品、人、サービス、資本の移動の自由の保障を目的としている。そのため、EFTA 加盟国は EU 法を国内法体系に取り入れている。なお、EU は関税同盟を基礎とするが、これは EEA に拡張されない。同様に、経済・通貨同盟 (単一通貨ユーロの導入)、EU の農業政策、EU の第 2 の柱の政策である共通外交・安全保障政策や、EU の司法・内務政策 (自由、安全および正義の空間) も EEA には適用されない。

なお、当初はスイスも EEA 加盟を予定していたが、1992 年 12 月 6 日に実施された国民投票で協定の締結が否決されたことを受け、加盟を見送っている。そのため、スイスと EU との経済関係は停滞しているわけではなく、スイスは EU と個別に非常に多くの協定を締結している。その結果、スイスは EEA に加盟しているのと同じ状況にある。

問題

1. EU と EFTA の違いについて説明しなさい。
2. EEA が発足した理由について説明しなさい。
3. EU と EEA の共通点について説明しなさい。